

国住経法第9号
国住生第130号
国住指第160号
令和6年8月5日

公益社団法人 日本建築士会連合会会長 殿
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 殿
公益社団法人 日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局 住宅経済・法制課長
(公印省略)

住宅生産課長
(公印省略)

建築指導課長
(公印省略)

「住宅の増改築等の工事又は買取再販住宅の取得を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第18項及び第19項並びに第19条の11の3第1項から第8項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」の一部改正について

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の3第2項に定める「一般断熱改修工事等をした場合の所得税額の特別控除制度」に関し、本年4月に平成25年経済産業省・国土交通省告示第5号の一部が改正され、一般断熱改修工事等のうち、エアコンディショナーの設置工事について、対象となるエアコンディショナーの基準が変更されました。

これに伴い、今般、平成21年経済産業省・国土交通省告示第4号の一部を改正し、一般断熱改修工事等をして、令和7年1月1日以降に居住の用に供した場合における、エアコンディショナーの設置工事に係る標準的な工事費用相当額を134,400円(改正前:88,600円)に変更したところです。

これを踏まえ、本通知の一部についても別紙の通り改正することといたしました。

つきましては、別紙の内容について十分ご留意していただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、貴団体会員の建築士に対しても本通知を周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。